

《子ども医療費、ひとり親家庭等医療費の助成を受けている方へ》 令和6年1月診療分から変わります！

【子ども医療費】

- ・原則、子ども医療費受給者証の提示により現物給付（窓口での負担なし）となる地域を「天草市内」→「熊本県内」の医療機関に拡大します。
- ・これに伴い、子ども医療費受給者証の色を「白色」→「水色」に変更します。
ただし、「桃色」の受給者証をお持ちの方は、色の変更はありません。

《医療機関窓口での支払いについて》

健康保険証と「子ども医療費受給者証」を医療機関の窓口で提示してください。

【熊本県内の医療機関】

原則、医療機関の窓口での支払いはありません。
※1つの医療機関における月の一部負担額が21,000円以上の場合を除く。

【熊本県外の医療機関など】

一旦医療機関の窓口で医療費を支払い、後日、領収書を添えて市の窓口へ申請してください。

【ひとり親家庭等医療費】

熊本県内の医療機関において、医療機関の窓口で健康保険証と受給資格者証を提示すれば、天草市国民健康保険加入者や各種国民健康保険組合加入者など一部対象外を除き、保険診療の一部負担額の1/3の支払いですむようになります。

《医療機関窓口での支払いについて》

健康保険証と「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」を医療機関の窓口で提示してください。

【熊本県内の医療機関】

保険診療の一部負担額の1/3を支払ってください。
※1つの医療機関における月の一部負担額が21,000円以上の場合を除く。
※市の窓口への申請は必要ありません。

【熊本県外の医療機関など】

【令和5年12月診療分以前の医療費】
一旦医療機関の窓口で医療費を支払い、後日、領収書を添えて市の窓口へ申請してください。

※詳しくは、対象者に送付している通知にてご確認ください。

問い合わせ先 子育て支援課子ども福祉係 27-5400